慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 中国の社会主義経済建設過程における女性就業政策 : 中国共産党政権成立後の約一〇年間 (一九四九年 ~ 一九六一年) |
| Sub Title | |
| Author | 秋吉, 祐子(Akiyoshi, Yuko) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学部 |
| Publication year | 1983 |
| Jtitle | 慶應義塾創立一二五周年記念論文集 : 慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.329- 356 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Book |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0329 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中国の社会主義経済建設過程における女性就業政策

## ——中国共産党政権成立後の約一〇年間（一九四九年～一九六一年）——

秋吉祐子

一　はじめに
二　女性の就業政策の推移
三　家事労働に関する評価の変遷
四　結　語

## 一　はじめに

中国共産党は、一九四九年の政権掌握以来現在に至るまで、共産主義思想にある男女の政治的・経済的・社会的平等の原則にもとづき、これを否認してきた旧体制から女性を「解放」することを「社会主義革命の一構成要素」とみなし、「女性の解放なくしては社会主義社会は達成できない」ことを表明してきた。(1) そして女性の就業については、女性解放の根本的な手段である、との立場を堅持してきた。(2) こうした中国共産党政権（以下において中共政権・或いは党・政府と略すこともある）の姿勢によって、女性の労働力は社会主義建設の約三〇年間に、農業を主とする第一次産業の分野では総労働力のおよそ半分を占め、第二次・第三次産業では約三五％（一九八〇年）を占めるに至っ

たのである。このことは、中共政権成立以前の旧社会の女性就業がきわめて少なかったことと比較すれば、まさに歴史上の大転換であると言えよう。しかし国際的な比較をすると、その評価はかわってくる。まずソ連・東欧のほとんどの社会主義諸国においては、四〇％以上五〇％を越える比率であり、自由主義諸国においても中国よりも高い比率の国が多い。[3] 中国の現在の就業難の状況は、女性の就業を制限する傾向があるために、失業青年における女性の比率は男性よりもはるかに高いことが伝えられている。[4] このような状況であることから、女性解放は、現実には中共政権の政治理念どおりに、社会主義経済建設過程において終始一貫して重視されてはいなかったのではないか、という疑問が持たれるのである。

石川忠雄教授は『現代中国の諸問題』のなかで、中国共産党の諸政策は「一見矛盾したような現象が存在したとしても、それは基本的には一つの論理によって全体的に統一されているのが常である」と主張されている。[5] そうであるならば、そのときどきの政策路線は、そのよって立つ論理が構築されており、それにもとづいて各政策の内容が規定され、同時にその重要性および優先性が決定されるものと考えられよう。われわれは、中国の社会主義経済建設の過程において、これまでいくたびかの政策路線および政策内容の変転を目のあたりに見てきた。女性の就業を含む女性解放の諸政策も同じような展開をしてきたことが推測できるのである。

筆者は、中国の女性解放の諸政策は、「政府の政策的志向がときどき異なるのと平行して、それが政府の政策全体に占める優先順位、および内容における変化を経てきた。そして三〇年間の全般を通してみると、第二義的に評価されてきた傾向が強いのである」との見解をすでに明らかにしている。[6] これは女性解放のための政策全般の特徴を示す仮説である。したがって、次におのおのの政策においても同様であるかどうかを検証していかなければならないであろう。そこで本小論においては、女性解放を最も顕著に実現する重要な政策としての女性就業政策が、政

策路線および全般的就業政策の変更過程において、どのように展開してきたのか、どのような特徴をもつのかについて若干の考察を試みたいのである。

中共政権は、政権誕生後に行なった社会主義改造、社会主義経済建設の最初の約一〇年間に試行錯誤を経ながら、いくつかの異なる政策路線をうち出してきた。その後から現在に至るまでは、時の指導政権の志向にもとづいてそのなかから妥当する政策路線が選択され、各政策が作成される、という政策決定に関する見解がある。この考え方は、時代的に異なる状況があるために、個々の政策に修正が加えられるとしても、その基調は変らない、と主張するものである。そこで女性の就業政策の推移を検討するうえでも、この初期の一〇年を対象とすることは、基本的な意味をもつことと思われる。

中国は、これまでの就業政策において、第一次五ヵ年計画（一九五三年—五七年）における国民経済諸部門の就業数の計画を発表して以来、これに該当する程具体的なものは皆無である、と言っても差しつかえないと思われる。その後に発表された年度別経済計画や経済五ヵ年計画、実績、および断片的な地域別計画・実績などの資料にもとづき就業政策の内容を推察することはできるとしても、これらの内容が不十分であるために、厳密な意味においてこの政策の内容を体系的に把握することは、不可能に近いであろう。中国はこれまで試行錯誤のなかで政策転換が行なわれきたという傾向が強く、たとえ体系化された内容をもつ政策があったとしてもごく一部の政策にすぎない、とも言われている。個別的な政策である女性就業政策については、なおさら、具体的かつ体系的に把握することは困難であろう。だからといって、中国の就業政策についてまったく何もつかむことができないわけではなく、限定的ではあるとしても、大よその政策内容を理解することは可能であると思われる。

本小論の主要部分は女性の就業政策を社会主義経済建設過程において位置づけるのであるが、次に家事労働はど

のように位置づけられてきたかについても、少しばかりの検討を加えてみたい。というのも、中国は二千年以上の間、女性の社会的な労働は例外的な行為として忌避され、女性の労働は家庭内におけるものに正当性が与えられていた。新中国において、体制をまったく異にしたからといって直ちにこの労働を肩がわりする手段を全国的に創設することはできないのである。そこで女性の就業を国民的レベルで開始する場合は、家事労働にどう対処すべきかについても政策が提示されなくてはならないであろう。換言すれば、家事労働は、その位置づけが女性就業政策と直接的関連性をもち、またその対処の仕方が就業政策実施の成否を決める重要な一要素であると、考えられよう。

本小論は、まず、女性の就業政策の推移を中共政権成立後の約一〇年間の社会主義経済建設過程において検討し、次に、この間の家事労働の評価の推移を概観し、最後に、この両者のなかから、女性就業政策が社会主義経済建設のなかでどのような位置づけをされてきたのかを導き出し、冒頭の仮説の検証を行なうものである。

(1) 『偉大的十年』一九五九年十月に収録されている蔡暢（当時、全国民主婦女連合会第三期執行委員主席、第八期中央委員）「党的総路綫照耀着成国婦女徹底解放的道路」『中国婦女』一九五九年二十号、一頁、「社论充分发辉妇女在两个文明建設中的作用—紀念『三八』国际劳动妇女节」『人民日報』一九八三年三月八日、四頁。

(2) 「四年来中国婦女運動的基本総結和今後任務—鄧頴超同志（当時、全国民主婦女連合会第三期執行委員副主席、第三期全人代常務委員）在中国第二次全国婦女代表大会上的報告」『中国婦女』一九五三年五号、八頁。

(3) コメコン諸国の一九八〇年の女性就業の比率（国民経済の国営および協同組合セクターの労働者・職員数に占める）は、ソ連、ドイツ民主共和国が五〇％を越え、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、チェコスロバキアが約四四％から四九％の間である。『コメコン諸国統計年鑑一九八一年』ジャパン・プレス・フォト、一九八二年、四一二—四一三頁。日本、カナダ、アメリカ、韓国、フィリピン、タイ、オーストリア、デンマーク、フランス、西独、ノルウェー、スウェーデン、イギリスは一九七〇年後半で三五％以上四三・五％以内の女性就業率である。『婦人の現状と施策』総理府編、一九八〇年、四七頁。

(4) 「女子職業戦線異状あり、男子採用に傾く、労働者募集で差別」『中日貿易新聞』一九八二年三月二八日号（「工人日報」三月七日号より転載）。

(5) 石川忠雄『現代中国の諸問題』慶應通信、一九六七年、一一四頁。

(6) 拙稿「中国の婦人解放の基本的特徴と問題点」『現代中国と世界』慶應通信、一九八二年、五二三頁。

## 二　女性の就業政策の推移

一九四九年十月の中華人民共和国成立と同時に突入した新国家建設期の女性の就業政策は、四三年の「抗日戦争」の時点で出された中共中央（委員会）の「婦人活動方針」に依拠している。ここでは「女性の政治的地位や文化水準を高め、生活を改善し、もって女性の解放の道に到達するためには、経済的独立を手中にすることから始まらなくてはならない」と規定しており、中国女性が二千年以上にわたって与えられていなかった政治的、経済的、教育的などのすべての権利のなかでも、まず経済的権利を得ることが女性解放の優先的政策であることを提示している。[1] それでは、この方針にもとづいて、中共政権成立後の女性の就業政策はどのような形で進められていったのであろうか。就業政策は、農村と都市とではその経済的・社会的構造が異なるために、それぞれ別個に考えなければならない。中国農村は圧倒的人口を有しているが、[2] その労働構造については公式統計もなく、それに関連するデータもきわめて乏しく、そのうえ労働が季節的に大幅な変動をともなう性格があるために、それを正確に把握することは困難である。農村の就業政策においては、就業人口の増大に限れば、基本的には耕地さえあれば達成しやすい。したがって女性を就業させる場合、一般的にどの社会でも、農村の女性の就業率は都市に比べてはるかに達成しやすいという傾向にある。そこで、女性就業が真の意味で問われるのは、都市においてであると考えられよう。以上の点からして、本節では、都市の女性就業政策に比重を置くこととし、農村についてはその概要についてふれることとしたい。

### A　農村の女性就業政策

中国の農村女性に対する就業政策の推移は、農村の社会主義建設の発展段階にもとづいて、新国家成立から一九五二年までの復興期、五三年から五七年までの「農業の集団化政策」、五八年から六〇年までの「大躍進・人民公社政策」、六一年から始まる「調整政策」の四つの時代区分[3]のなかでみていくこととする。

共産党政権の成立と同時に全国的な実施が決められた「土地改革」は、「土地を耕す農民へ」という原則にもとづく土地所有の再編成を基軸とした農村社会の根本的な変革を目的としていた。この土地改革は女性の土地所有権を認めるという措置であると同時に、女性の生産活動への参加も求めるものであった。土地の再配分が行なわれる過程で、女性の生産活動への参加は必ずしも順調に進展したわけではなかったようである。というのも、二千年以上続いた男女間の差別観念を急速になくすことは無理であり、この観念にもとづく「てん足」という肉体的条件、および教育・技術の低水準によって、現実的に生産に従事するうえで大きな制約があり、また女性が生産活動を行なう場合、家事労働をどうするかといった問題があったからである。したがって、女性の生産活動への参入において、男性の労働意欲を減退させるとか、作業効率が低下するとか、家事労働に支障をきたす、女性の健康を害す、家族間の不和が生じるなどといった各種の問題が発生していたことが伝えられている[4]。このような女性固有の問題の他に、農村がそもそも労働力の過剰問題を抱えていたことも[5]、女性の生産への参加を阻んだ大きな背景となっていると思われる。したがって、土地改革の当初に期待されたような「全女性の一斉労働参加」の方針は、その後、無理のない漸進的な方法で実現していく方針へと変わった。このような穏歩前進的な方針は、土地改革を経て農村の組織化を図る「集団化政策」およびそれが次の段階の「人民公社化」に移行するまで堅持された。

国民経済を建て直すためには、まず、その基本となっている農業生産を増大させなくてはならないという課題があった。土地改革後の農村では、土地は細分化されており、資本力は極めて乏しく、労働力は不均衡な配分である、

という状況であった。また、土地の私有制は社会主義計画経済の実施にとって好ましい制度ではなかった。そこで土地、資本を集中化させ、さらにそれらの合理的な使用を可能にし、やがて農業を国民経済計画のわく組に入れる基盤づくりとしての「農業の集団化政策」が打ち出されたのであった。[6] 集団化政策は、規模別の発展段階を設定し、最小単位の「互助組」、それより規模の大きい「初級生産合作社」、さらにそれよりも規模の大きい「高級生産合作社」へと順次移行していくことが計画された。[7] 女性の農業生産活動への参加も、当然この集団化政策の中に位置づけられた。一九五六年に発表された「高級農業生産合作社模範定款」のなかには、女性労働の参加と女性労働の保護に関して規定したものが五項目にわたっている。[8] それらは、男性と同様に「労働に応じた分配の原則」、女性の肉体的・生理的条件に即応した労働の配分、女性の就業を確保するための託児所の設置などを内容としている。中国は広大な国土をもつために地域間の格差も大きく、これを考慮に入れた政策的指示がなければ、政策実施の効果もあがらない。女性の就業政策も同様である。集団化政策の実施時点では、「決して一律に号令をかけてはならない」との方針のもとに、各地の生産・労働水準や生活習慣などに適応した就業化への方法をとることが求められた。つまり、(1)労働力が不足し、潜在的生産力がある、または経済作物地区の女性の就業は、計画的・組織的労働動員をかける、(2)女性が生産活動を行なう習慣のない地域では、徐々にこの習慣をかえていく形で就業を進める、(3)労働力の豊かで潜在的失業者の多い地域では、新しい生産分野を開拓し、或いは伝統的に行なわれてきた副業的分野に女性の就業を吸収する、[9] というように種々の実施形態が許容された。そして副業生産活動が肯定されるなかで、特に女性がそれを行なうことが奨励された。この方法は効を奏し、高級生産合作社の急速な発展をみた五六年には、農村女性の労働力のおよそ半数を超える労働力が生産活動に従事することになった。しかし労働日数においては、全国平均で男性の三〇％にすぎなかった。[10]

農村の女性労働力がさらに増大し、全女性労働者の完全就業が基本的に達成するのは、「人民公社化運動」の時点であった。当時の農村は、農業に「密植」、「深耕」といった労働集約的生産方式が導入されたが、それに先だって五七年秋からは未曽有な規模の水利建設が着手されていた。さらに「大躍進政策」にもとづいて、鉄鋼を始めとする工鉱業製品を農村の小規模かつ伝統的手法で生産するという「土法工業」の振興が大いに奨励されたために、これらの部門に労働力の過度な集中化がおこり、農業部門の労働力の不足現象が生じていた。[11] また、大規模な水利工事や農村工業を振興させるための資金は、基本的に農村自体でつくり出すことが求められていた。農村にはこのような重大な課題があった他に、集団化過程で累積された深刻な問題を抱えていた。新しい形の貧富の差の出現、個人・集団・国家間の経済的対立関係などによって生まれた農村社会の混乱状況は、放置できない程に深刻化していた。このような農村社会の諸問題を一挙に解決するための方法として考案されたのが「人民公社制度」であった。[12] これは、社会のあらゆる機能を「人民公社」にもたせるという、農村社会の大改造を意味した。労働力をもつ全女性の生産活動への参加は、当然この政策の重要項目の一つとなった。そして、人民公社が数ヵ月のうちに中国全土に普及したのと平行して、女性の就業人口はこの間に九〇％以上の達成をみたのである。労働日数においても数ヵ月間に、男性の四〇ないし四五％にまで高められたのであった。[13]

大躍進運動および人民公社化運動はあまりに急進的な発展を期待したことによって、実施上にさまざまな問題をひき起こし、運動の目的とした農・工業の大増産をもたらすことはできなかった。反対に、自然災害をひきがねに大飢饉を招くような食糧の大減産と国民経済全般の大混乱が生じたのであった。[14] 党はこの最悪の状況に対処するために、大躍進運動の終息化と人民公社化の改正の方針を決定した。これは経済の「調整政策」への方向転換を意味した。従来の経済計画は「重工業の優先的発展」を基本としていたのに対して、新政策のそれは「農業を国民経済の

基礎」とする方針へと変わったのである。したがって、総力を結集して食糧の増産を中心とする農業振興策がとられた。[15] 調整政策は都市の経済活動の縮少化を伴い、都市の就業人口削減策として、都市人口を農村へ送り、そこで就業させるという「下放政策」を採用したが、これも農業支援策の一つとして位置づけられた。二年間でおよそ二、〇〇〇万人の人口移動が行なわれたものと推測されており、この数値は、第一次五ヵ年計画から大躍進運動までの約五年間の農村人口の都市移動量を優に越える程のものであった。[16] したがって、農村社会に再び労働力の過剰な状態が現われたことは明白であろう。労働力配分においては、総労働力の八〇％以上が農業生産に従事する要求が出された。[17] 調整政策は、直接に女性労働力についてふれてはいない。この時期の農村女性の労働についての言及では、労働力の適性配分と母性保護を遵守すること、および家庭副業へのすすめを内容とするものが多いのが特徴的である。そこで調整期の女性就業政策の方針を推論すれば、次の二点が考えられよう。農村ではあり余る労働力を如何に配分するかが問題となるなかで、「適性配分」、「労働保護」の名目において、女性の生産活動への参加をある程度制限することが意図されたのではないだろうか。女性労働力のほぼ完全動員を果たした後に、それを直ちに「失業」状態におとすことは、農村社会の混乱を増幅しかねないし、党の信望に対してもマイナスである。家庭副業が「集団経済の必要な補塡部分」として再評価されており、そこへ女性の余剰労働力を吸収することが最も無理のない方法である、と考えられたのではないだろうか。人民公社は事実上、高級生産合作社の段階にまで後退したのであり、女性の生産活動への参入も、おそらく、この時点の状態にまで戻ったことが推測されるのである。

### B　都市の女性就業政策

新中国建国後約十年間の都市の女性就業政策は、中国の都市の社会主義経済政策の推移のなかでみていくことと

表 1　非農業部門の女性就業に関するデータ

| 年 | 全就業者数（非農業） | 年間増大率 | 女性就業者数 | 年間増大率 | 全就業者に占める女子就業者の割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 単位：千 | | 単位：千 | | |
| 1949 | 8,004 | | 600 | | 7.5% |
| 1950 | 10,239 | 27.9% | n.a | | n.a |
| 1951 | 12,815 | 25.1% | n.a | | n.a |
| 1952 | 15,804 | 23.3% | 1,848〔1,063〕 | | 11.7% |
| 1953 | 18,256 | 15.5% | 2,132 | 15.4% | 11.7% |
| 1954 | 18,809 | 3.0% | 2,435 | 14.2% | 12.8% |
| 1955 | 19,076 | 1.4% | 2,473 | 1.6% | 13.0% |
| 1956 | 24,230 | 27.0% | 3,266 | 32.0% | 13.5% |
| 1957 | 24,506 | 1.1% | 3,286〔3,101〕 | 0.6% | 13.4% |
| 1958 | 45,323 | 84.9% | 7,000 | 113.0% | 15.4% |
| 1959 | 44,156 | −2.5% | 8,286 | 18.1% | 18.8% |
| 1960 | (45,970) | 4.1% | 8,000 | −3.4% | (17.4%) |
| 1981 | 〔109,397〕 | | 〔39,353〕 | | 〔35.9%〕 |

n.a　データのなこいとを意味する。
（　）『中共綜合要覧』（社団法人世界政経調査会 1967年）p.22 からの数値およびそれを用いて計算したもの。
〔　〕『中国統計年鑑』1981年 p.108, p.121 を用いたもの。

する。

まず復興期の女性就業政策は、それを推進するための基盤づくりとしての法的整備や宣伝活動[18]が先行するなかで行なわれた。女性就業を実施するための法律は、主として、妊娠・出産の特別処遇を内容とする母性保護を規定しており、その代表的なものは一九五一年三月に制定された「保険条例」のなかにみられる[19]。五二年には「労働就業問題に関する決定」が出され、復興期の全般的な就業政策の方針が明らかにされた。それは、翌年から始まる第一次五ヵ年計画の遂行過程で現存する失業者はすべて就業できるであろうとの見通しのもとに、それまでは、あらゆる可能な措置を用いて失業者の減少に努めるべきである、というものである。この決定は、女性の就業については、まず、失業者および未就業者の範疇に家庭の主婦を含め潜在的に労働力を有するすべての女性が入ることを明記し、社会全体が女性の家庭的条件や能力・適性にもとづいて、彼女らに適切な就業を用意することを求めている[20]。この

ような方針にもとづいて行なわれた女性の就業は、きわめて急速度のものであった。表1は、復興期から約十年間の就業状況を示すものである。[21] この表によれば、四九年から五三年までの四年間に一二四万八千人の女性就業人口の増大があり、年間成長率は平均して六九％というきわめて高い成長である。これは、この間の男性の就業人口増大率の三倍以上であり、また、後の大躍進の行なわれた五八年に次ぐ高い成長である。女性の就業がこのように急速に発展したのは、すでに女性の参入の比較的多かった軽工業、サービス業の分野が復興後も直ちに継承されたことにより、これらの分野に女性の就業を増大させることができたことによるものと思われる。また、この速い成長率は、女性の就業人口がそもそも男性のそれに比べてきわめて少ないという出発点に立つために、女性就業の増大をはかることを約束する政権は、その成長率をきわめて高いものにしなくてはならない、という要請にもよるものであると思われる。そうしなければ全就業者に占める女性の比率を高めることができないからである。復興期の女性就業者の全就業者に占める割合をみると、それは四九年の七・五％から五二年の一一・七％への変化であり、三年間にわずかに四・五％しか増えていない。つまり、女性就業は数量的には高い成長率であっても、比率的にはけっして高い成長率ではないのである。

一九五三年に始まった第一次五ヵ年計画は、重工業建設に大きな比重を置く経済発展計画であった。この計画では就業人口を四年間に約四二二万増加させることを予定したが、[22] 失業人口の増加およびそれへの対処については、関知されなかった。就業人口の増大をひき起こす経済建設は、ここでは、近代的設備・技術を必要とする重工業分野に重点が置かれたために、この分野への投資の増大に平行して、確かに労働需要も増え就業人口の増大を結果したが、それは、ますます増大する供給を決して満足させるものではなく、計画の実施過程のなかで、その差は拡大する傾向を示した。図1は、新中国成立以後の約十年間の非農業部門、すなわち都市の男子失業率の各種の推計値

図 1　非農部門における男子の推計失業率の推移

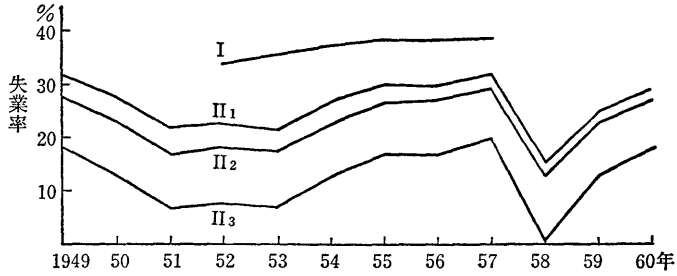


(1) 推計Iは12−64才層を就業年令としている。
(2) 推計II1は14−64才、推計II2、II3は15−19才をそれぞれ就業年令層にしている。
なおII1、II2は1949年における非農業人口比率が25.5%、II3は同比率を23.0%と仮定している。

をグラフにしたものである。[23] 失業者の増大は、五三年を境にして五七年まで上昇傾向を示しており、最も低い推計値でも約八%から二〇%を超える失業率の上昇推移であり、最も高い推計値では、基点で三〇%を超え、ピークでは四〇%に達する失業率の伸長となっている。本小論では、このような失業率増大の原因に詳細な検討を加えることはできないが、ここではその主要な点について簡単にふれておく。都市の失業者の増大は、一方で第一次五ヵ年計画の工業建設が期待されていた程の大規模な就業の創出を果しえず、他方で私営部門の社会主義改造がかなり急速に進められ、それによって生まれた失業者がすべて予定されていたように国営部門に吸収されなかった、という時の社会主義建設の政策自体に起因する結果であると言えよう。[24] しかしそれにもまして、農村から都市への自然発生的な人口移動によってひき起こされた結果であるという傾向が強いようである。第一次五ヵ年計画の四年間の農村から都市への人口移動は、少なく見積っても八〇〇万人、多く見積れば、一、二〇〇万人を優に超えることが伝えられており、[25] これらの数字は、この間の都市人口増大数約一、四〇〇万人の前者が約五七%、後者が約八六%という驚くべき比率にあたる。[26] このような大量の都市への人口移動は、五二年から五三年にかけて、および五五年から五六年にかけて特に著しく、農業生産の不振を背景に、農村社会の組織化が急速に行なわれた時期に一致している。このことは、農

村で所得の向上がみられず生活が困窮化し、労働力の組織化によって、それまでの潜在的失業が顕在化したこと、一方で都市における経済建設が新規就業の機会を創出するであろうという期待感が強かったこと、などから生じた結果であることを示唆しているように思われる。

この間の就業政策の大まかな推移は、就業の管理・統制の強化とそれの緩和との二つの方向を行きつ戻りつしていたとみることができよう。五三年までは、国家レベルの就業政策はなかったものという見方が通説である。[27] 五四年には、一方で基本建設と国営企業部門および政府・党機関部門での新規就業の管理を強化し、他方でその他の部門の就業の管理を緩和する方針がとられた。[28] つまり労働市場はかなり自由化されたのであった。これが実践される過程で、統制と自由の両者の併存が混乱をきたし、五五年の後半には、就業の全面的管理・統制の方針がとられた。[29] この間、都市の失業人口の圧力を緩和するための措置として、都市居住者の下放政策が五五年から開始される。[30] 五六年は、第一次五ヵ年計画の達成を早めるために積極的な財政計画が出された年であり、したがって就業人口の伸び率も例年に比べて高くなることが予定されており、また、管理権の分権化の機運が高まっていた時でもあり、[31] 就業の国家的管理・統制の緩和の方針が再び台頭した。下放された人々を呼びもどすことによって就業人口を獲得する措置さえとられた。こうした就業政策は労働市場の自由化に拍車をかけることになり、かえって失業人口を増大させ、その圧力に対処しきれない状況のなかで、財政計画の縮少化が行なわれた。ここでは就業人口の増大をできるだけ抑える方針が出された。[33] まず、就業の機会を主に工業分野に求めることから、農業および農業関連の副業および手工業分野にも求めることが要請された。[34] そして、下放政策、農村から都市への不法流出の禁止、老齢者の退職制度など、これまでの都市人口削減の諸措置を強化すること、さらに、政府・党幹部人員の削減化といった新しい措置も加えられ、各方面から就業人口を拡大させないようにする試みが実施された。[35]

このような背景をもつ女性の就業政策は、基本的には、就業人口の増大方針を前提としているが、五六年後半から五七年、そして五八年の初頭にかけて、全体の就業抑制策のもとで女性の就業をことさら強化しないという方針がとられたことが考えられる。女性就業の拡大をはかることを建て前としてきた党・政府が法的かつ積極的にこれに反する措置をとることはむつかしいことである。そこで、女性幹部の「勇退」の奨励、後に述べるところの家事労働の再評価などの手段によって、女性の側からの自発的な就業の削減化をはかることが求められたのである。(36)

先の表1においても、第一次五ヵ年計画期の女性就業の増大の特徴は、この間の女性就業政策を反映したものである。まず、全般的な傾向として、就業人口は年ごとに増大しており、また、ほとんどの年度が全体の就業人口の増大率と同率なことである。次に、この間の女性就業率も全体の就業率の推移と同様に、増加率に大幅な変動がみられることである。五三年度と五四年度はそれぞれ一五・四%、一四・二%と一応順調な成長率であるとみることができるが、五五年度は一・六%と成長が急速に低下し、五六年度は三二%と急速な成長に転化し、五七年度は再び成長率が低下している。この年は、それまで女性の就業率の方が全体の就業率より高い年度が多いのに対して、女性就業抑制策の強化を反映して全体よりも〇・五%程低くなっていることが注目される。ところで、女性の就業増の独自の特徴も見い出されるのである。その一つは、五二年以降は、それ以前の時期が全般の就業増と比べてきわめて高い成長をみせていたのに対して、全般の成長とほぼ同率の成長に転じたことである。もう一つの特徴は、女性就業が全体に占める比率の伸びにみられる。それは、四九年から五二年までは年間平均一・四%の成長率で、七・五%から一一・七%と女性就業の占める割合が伸びているのに対して、五二年から五七年は年間平均わずか〇・四%の成長率であり、一一・七%から一三・五%へと女性就業の占める割合に停滞がみられることである。これらの数値は、女性就業の飛躍的発展がみられたのは五二年までであり、それ以降は、後にみるように、大躍進の

一時期を除き、緩慢な成長を示している。このような状況は、女性就業を重視する方針は、復興期までであり、それ以後は、例外的な一時期を除いて、全般的就業政策のなかで、男性の就業政策と同レベル、或いは必要に応じてそれより低いという位置づけがなされたことを意味しているように思われるのである。ところで五四年には、全体の就業率の増大が急低下したにもかかわらず、女性の場合は、それの四倍以上の増大率である。これは先の推論とは矛盾している。この間の事情を説明するには、さらに検討を必要とするが、ここでは暫定的に、次のような見方のできることを示しておく。五四年度は、まだ工・商業の社会主義的改造が徐々に行なわれている時期であり、なお中・小の工・商業部門へ就業の余力があり、女性労働力をそこへ集中させることができたこと、さらに、女性の就業の飛躍的増大が政策的には五二年で終息したとはいえ、まだその余波が残っており、それが五四年度まで続いたことである。

一九五八年は、第二次五ヵ年計画開始の初年度にあたった。第二次の経済計画は、基本的には第一次計画のように重工業建設を重視する内容ではあったが、それに、中国的経済建設方式としての、いわゆる「二本足路線」を加えたものであった。[37] つまり、大型企業と中・小型企業、中央工業と地方工業、近代的工業と伝統的「土法工業」の同時発展をめざす発展方式が考えられたのである。そして、同年の春から夏にかけて、「二本足路線」の一方を構成する中・小型、地方型、土法工業という労働集約的生産方式に大きな比重を置く経済政策が確定され、生産計画は大幅にひき上げられた。この大躍進政策は、必然的に就業政策の大幅な変更をともなった。第二次五ヵ年計画の原案にもとづけば、就業人口は四年間で七〇〇万の増大が見込まれるに過ぎず、失業人口は毎年五〇〇万人づつ増えるという暗い見通しであったのが、[38] この新政策においては新規就業者のみならず、潜在的失業者も含めてすべての失業者の完全就業化の方針がうち出されたものとみることができる。

したがって、新中国成立以降、女性の就業が最も積極的に進められたのは、この時期である。特にそれまで潜在的失業者とみなされていた家庭女性を強力に就業させる方針がとられた。当時の労働部の部長、馬文瑞は、大躍進政策の実施によって直ちに出現した都市の労働力不足を解消するための方法として、次のような見解のもとに家庭女性の総動員を提唱した。農村でも労働力不足が起きており、農村の労働力を都市へ送ることはできない以上、「労働を行なっておらず、時間的余裕のある産業予備軍」としての家庭の主婦を雇用することは、最も適切なやり方である、と。[39] 労働力不足を解決するための有効な手段とみる女性の就業は、労働力の配分方法において、さらにその位置づけが明確となる。各産業分野の女性就業状況は、最もその率が高いのは紡績業の五八％、ゴム、紙、ガラスなどの製造業部門は二〇％前後であり、食品工業は一四％にすぎなく、サービス業はさらに低い比率となっている。そこでこれらの分野の女性就業の比率を高め、紡績業を七〇％前後に、その他の軽工業部門を三〇％から五〇％にまで高め、サービス業においても比率を高めることによって、その分だけすでに就業している、および新規就業を予定している男性が余剰となることから、彼らを、「本来男性の適性」であり、労働力不足をきたしている重工業、技術分野にふりむけることができる、という政策提案がそれである。[40] このような女性就業の積極策のとられた大躍進期は、当然の成り行きとして新中国成立以来最も高い女性就業の増大をもたらした。五七年の女性就業人口、約三、〇〇〇万人は、翌年には七、〇〇〇万人となり、二倍以上の増大振りをみせ、全体の就業人口増加率（八四・九％）を大幅に上まわる成長（一一三％）を示した。さらに、五九年は、全体の就業人口がマイナス成長をしているのに対して、[41] 女性の場合は、一八・一％という第一次五ヵ年計画実施当初よりも高い成長をしている。この二年間にわたる高い増大によって、女性の就業人口が全就業人口に占める比率を、五七年の一三・四％から五八年には一五・四％、五九年には一八・八％に伸ばしている。この間年間にそれぞれ二％、三・四％の伸びがみられたわけであり、

これらは新中国成立以降の年間の伸び率において最大のものである。このような女性就業のきわめて高い成長の中核となったのは、家庭の主婦であり、この階層では八〇―九〇％が就業したことが伝えられている。[41] しかしこのような急成長は一時的なものであり、直ちに起こった政策路線の大転換によって、次に大躍進期とは全く異なる女性就業政策が登場することになる。

大躍進政策は、客観的諸条件を重視しない計画経済であったために、第一次五ヵ年計画期に原則的に達成された国民経済の均衡的発展が破綻に帰され、さらに、中央計画制度の基盤もくつがえされるという結果を招来した。[42] 国民の生存を脅かす程に深刻化した農業不振を背景として、経済政策の基本路線の変更が決定されたことは、すでにふれたところである。六一年の党中央委の会議で採択された「農業を国民経済の基礎」とし、国民経済の均衡的発展を回復する経済調整政策は、経済の優先順位を、農業、軽工業、重工業とし、基本建設を始めとする経済活動の全般的縮小化を求めるものであった。[43] ここで採られた就業政策の方針は、就業人口の合理化であったことが考えられる。つまり増大を最小限におさえ、情況によっては削減化を図る、というものである。就業人口の増大を規制する措置として、都市のすべての企業および事業所は、二、三年間の臨時労働者の募集を禁じられた。[44] そして再び、都市人口の下放政策が登場し、今回のそれは、先にふれたように大規模かつ強行な実施が要請されたのであった。

したがって、女性の就業も大躍進時点とはうってかわった消極策がとられることになったのは必至である。六〇年は、全体の就業人口が再びプラス成長をしているにもかかわらず、女性の就業人口はかえってマイナス三・四％と極端な落ち込みが出現した。同時に、全体に占める女性就業率も一・四％減少しているのである。すでに述べたように調整政策はそれ自体が女性の就業政策に直接言及していないし、また六一年以降の就業のすう勢を示すデータがないことなどの理由から調整期全般の女性就業政策の推移を正確につかむことはできないが、六〇年時点の全

般的状況からみて、次のように推論できると思われる。調整政策は、女性の就業を拡大できる分野である軽工業・手工業の振興をはかることが重点項目の一つではあるが、根本的に就業の縮小化を要請する政策であり、五七年の就業人口抑制策の時と同じように、まず、女性就業の規制が優先的措置として採られたのではないだろうか。

(1) 「中共中央関於各抗日根拠地目前婦女工作方針的決定」一九四三年二月二六日。『婦女運動文献』新民主出版社、一九四九年、二頁。

(2) 『中国統計年鑑 一九八一年』(国家統計局)一〇五頁によると、農村の労働人口は一九五二年は一八、二四三万人、五七年は二〇、五六六万人で全労働者のそれぞれ約八八%、約八六%である。

(3) この時代区分は中国の公式見解にもとづくものである。大躍進・人民公社化政策から調整政策への転換の時期は、公式発表と実際とはずれがある。五八年の夏にはすでに人民公社化の後退策が検討され、注(41)に記したように、都市工業においても一部調整が始まった。

(4) 「中華全国民主婦女聯合会関於当前農村婦女工作的指示」『中国婦女』一九五四年八号、三頁。

(5) 水野朝夫「中国の人口と労働力需給」、南亮三郎編『中国の人口増加と経済発展』アジア経済研究所、一九七〇年、一九二頁、一九八頁。

(6) 農業の集団化政策の背景については、主に石川忠雄『中華人民共和国—その実態と分析』時事通信、一九六四年、八一—九〇頁、および鄭竹園(中俣富三郎訳)『中国経済はどう変ったか』弘文堂、一九六三年、二二—三八頁を参考にした。

(7) 「互助組」は平均して三ないし五戸の農家よりなり、「初級生産合作社」は平均して二〇—三〇戸を単位とし、「高級生産合作社」は平均して二百—三百戸を単位としている。

(8) それらは第二条、第三四条、第四五条、第五一条、第五二条である。「高級農業生産合作社模範定款」一九五六年六月、『新中国資料集成・第五巻』国際問題研究所、一九七一年、一八六頁、一九四—一九五頁、一九七頁、一九八—一九九頁。

(9) (4)に同じ。

(10) 「人民公社是婦女徹底解放的很好組織形式」『新華半月刊』一九六〇年六月、一七頁。モデル的「高級生産合作社」では、女性も男性とほぼ同じ労働日数農作業に従事していた。小野和子『中国女性史』平凡社、一九七八年、二四七頁。

(11) 水野朝夫前掲書、一九三頁。鄭竹園前掲書、一三八頁。

(12) 大躍進・人民公社化政策の背景についても主に、石川忠雄前掲書九〇—九六頁、鄭竹園前掲書、三八—四八頁を参考にした。

(13) (10)の「人民公社是婦女徹底解放的很好組織形式」に同じ。

(14) 大躍進・人民公社化政策についても主に、石川忠雄前掲書、九四—九五頁、鄭竹園前掲書、一三二—一四五頁を参考にした。

(15) 調整政策についても主に石川忠雄前掲書、九四—九五頁、鄭竹園前掲書、一四五—一五〇頁を参考にした。

(16) 鄭竹園前掲書、一四六頁。水野朝夫前掲書、一八二―一八三頁、N. C. Chen W. Galeson（前田寿夫訳）『中国経済の分析と展望』ぺりかん社、一九七一年、一九二頁。

(17) 鄭竹園前掲書、一四六頁。

(18) 代表的な宣伝活動としては、従来女性が従事できなかったところの職域、例えば、飛行士、高圧架線施設士、機関車、トラクターの操縦士の女性小グループを育成し、これら先進グループの活躍を大いにプレイ・アップすることが行なわれた。

(19) 正式な名称は「中華人民共和国保険条例施行細則」であり、女子就業において、妊娠・出産・育児に関する特別規則が定められている。その他に女子労働者の特別保護に関しての規定として公布されたものには、五一年五月の「関於廃除招工工作人員及学員時『不収孕婦』規定的通知」や「哈爾浜鉄路的一九五四年度労働協約」の第三章「労働保護」がある。これらの法規は就業の機会における男女差別をなくし、母性保護の観点から女子労働者の特別保護を厚くし、その他の待遇および賃金において男女同一の原則をとることなどを内容としている。向山寛夫「中国労働法」『労働法講座第七巻下　外国労働法(2)』一九六九年、有斐閣、二三一三、二三一七、二三二六、二三三〇、二三三五頁。

(20) 「中央人民政府政務院関於労働就業問題的決定」『人民日報』一九五二年、八月四日。

(21) 表1は、Delia Davin, Woman-Work (woman and the party in revolutionary china), Clarendon Press Oxford, 1976, p. 166 にある Table 3 Female workers and employees in Communist China by year 1948-1960 を用い、一九八一年の数値および必要に応じて表下に附記してあるデータを採用した。

(22) 『中華人民共和国発展国民経済的第一個五年計划一九五三―一九五七、第九章　提高人民的物質生活和文化生活的水準』、「人民手冊　一九五六」四四―四五頁。

(23) 図1は水野朝夫前掲書、一九七頁の第二六図を用いた。

(24) 中国の失業人口増大の根本的要因は年率二％を上まわる人口の自然増加率によって人口が急速に増大し、それが生産の発展をうわまわるものであることによるのは言うまでもない。

(25) 水野朝夫前掲書、一八三頁。

(26) 水野朝夫前掲書、一八二頁の「第六一表　都市人口比率および非農人口の推移」によれば、五三年の都市人口は七七・六七万人であり、五七年は九二万人であり、これらの数値にもとづいて人口移動率を算出した。

(27) Christopher Howe, Employment and Economic Growth in Urban China 1949-1957, Cambridge at the University Press, 1971, p. 194.

(28) Howe, op. cit., p. 113.

(29) Howe, op. cit., p. 116.

(30) Howe, op. cit., p. 132.
(31) 草野文男『中国経済の構造と機能』御茶の水書房、一九八二年、二二八—二二九頁。
(32) Howe, op. cit., p. 122.
(33) Howe, op. cit., p. 126.
(34) 「关于一九五六年度国民経済計划的执行結果和一九五七年度国民経済新計划草案的报告 (七)劳动工資」『新華半月刊』一九五七年、一四号、三六頁。
(35) Howe, op. cit., p. 127. 水野朝夫前掲書、一八四—一八五頁。
(36) Howe, op. cit., p. 127.
(37) (31)に同じ。
(38) Howe, op. cit., pp. 124-125.
(39) 馬文瑞「进一步解放妇女劳动力」『中国妇女』一九五八年、九号、六頁。
(40) 許剛「动員妇女劳动参加和支援工业生产」『中国妇女』一九五八年、十二号、八—九頁。
(41) 重工業部門など一部には実質的な調整政策の方針が採られていたことによる。結果として就業人口増大率が減少したのではないかと考えられる。
(42) 鄭竹園前掲書、一三七頁。
(43) 「中华人民共和国第二届全国人民代表大会第三次会議新聞公报」『人民手冊 一九六二年』三頁。
(44) 鄭竹園前掲書、一四六頁。

## 三 家事労働に関する評価の変遷

前節で考察してきた女性の就業政策に関する変化のなかから、女性の伝統的役割である家事・育児という家庭内で行なう家事労働に関する評価も変化してきたことが推測できるものと思われる。実際に新中国成立後の約十年間には、家事労働をどう位置づけるか、どう対処すべきかについて、その時どきの政策路線によってニュアンスの異なる考え方が出され、或いはまったく異なる見解も出されてきた。本節では、それらのすべてをとりあげることは

できないが、変化した見解の基調を中心としたごく簡単な推移をみることとする。

復興期から社会主義改造、第一次五ヵ年計画、大躍進・人民公社政策、調整政策の経過のなかで、家事労働に関する評価は、大きく分けて二つの異なった潮流の見解が出されたとみることができよう。一つは、五八年春頃までに主張されてきた見解であり、他方は、五八年夏頃から翌年を通して強調された見解である。

前者の考え方は、家事労働は家庭の外で行なわれる社会労働と同等の価値をもつ、或いは、前者と後者はそれぞれ異なる分業の形態を表すものであるという「家事分業論」の立場に立つものである。婦人解放の最高指導層に属する章蘊女史は、社会主義経済建設の過程における家事労働の重要性について次のように述べている。「家庭は社会の細胞であり、社会主義建設に参加するすべての労働者の生活は家庭のなかで営まれている。家庭生活の処理の良し悪しは、家庭成員の社会主義に対する積極性に大きな影響をもつ。例えば家庭の管理が良ければ、社会主義に参加する家庭成員は『何ら後顧の憂もなく』生産に専念できるが、もしそうでなければ、彼らの生産活動に悪い影響が生まれ、それはやがて「国家や合作社の増産計画の達成をおぼつかなくさせてしまう。」また、家庭の経済についての言及では、「国家が生産する生活資料の大部分は家庭のなかで消費されており、家庭で倹約できるかどうかは国家の消費物資の供給状況に影響を与え」、各家庭が倹約を励行し蓄積を増やせば、国家建設の資金を増大させ、建設事業の発展を促すことができる、と説かれた。(1) このような主張は、家庭は、社会の最も基本的な単位であり、社会労働にたずさわる社会成員間の労働の再生産を行なう場であると同時に、そこでの経済活動も国家経済活動に影響を及ぼす、というように社会的にきわめて重要な意味をもっている、という見解である。

家事労働に関するこのような意義付けは必ずしも論理的な一貫性をもつものではなかったようである。その一つの表われは、農村の集団化政策において家庭副業や手工業が是認されていた五五、六年にはこれらに従事する家庭

の主婦は「実質的に社会労働の参加者」であるとし、専ら家事労働に従事する女性とは区別する評価を与えていたことである。[2] 女性幹部の登用においても矛盾が生じた。過去に女性幹部の比率を高めるために、業務能力・適性・家庭環境などを余り重視せず、多数の女性が幹部として起用されていた。前節でみたように、五七から八年初頭にかけての就業人口抑制策の一つとしての女性就業人口の削減策では、まず女性幹部の不適格者が辞職することが要請された。この時には、彼女らの能力、適性、環境条件を重視して、家庭への復帰が求められたのであった。社会のエリートとしての幹部のこのような先導的行為が、女性全般の就業規制への動きとなることが期待されたものと推察される。党・政府のこのようないわば政策本位的な要求は当然人々に疑問を生ぜしめた。特に五七年から五八年にかけては、女性の側からの問題提起が多く出され、これに対処するためのキャンペーンが行なわれた程である。[3] 家事労働に関して出された疑問に対して、党・政府が用意した解答は、次のような主旨をもつものであった。家庭、家庭成員間、家庭内労働のあり方は、社会の政治および経済制度のあり方によって変化するものである。旧中国における家庭は封建制度、私有財産制にもとづく形態であり、したがって家庭成員間の関係は支配・被支配関係であり、男子が絶対的な権力を握り、女子は政治上、経済上、精神上のすべての面において不平等であった。そして家庭内労働はすべて女子によって行なわれるべきであり、したがって何ら社会的価値を生まないものであった。ところが新中国による社会主義的政治・経済制度が生んだ新しい家庭は、旧社会の家庭とはまったく異なった形態である。すなわち、憲法では女性の政治的、経済的、社会的、家庭的生活のすべての面で男子と平等の権利をもつことが保障されており、結婚、家庭、母親、子供が国家の保護を受けることも保障されている。社会主義経済も日ごとに発展しており、女性の徹底的解放に向かって有利な状況が生まれている。このような新社会の家庭では、成員間に社会主義建設事業に従事するという共通の精神のもとに、相互協力関係が成立している。したがって、女性が家

事労働に従事することによっても、憲法で保障されたように男性と同等の諸権利をもつことができるのである[4]、と。

家事労働が直接的に経済的価値を生まない点に留意し、「そうである限りは、女性の解放は未だ成就されていないのではないか」、或いは、「女性は経済的には男性に依存しているのであるから、社会的に独立しておらず、寄生的な存在ではないだろうか」といった問題提起もよく行なわれた。これに対しては、多方面からの見解が準備されたが、新しいもののなかで注目される見解は次の二点であろう。一つは、「純粋に労働経済の視点にもとづけば、家庭の所得のなかには、家庭内労働者の労働代価も含まれる[5]」という考え方である。他の一つは、社会的労働の概念を広げた解釈である。社会労働は狭義には家庭の外の集団的生産、或いは福祉事業にたずさわる労働であるが、広義に解釈すれば、社会主義社会のなかで社会主義に奉仕する一切の労働はみな社会労働である。したがって、家事労働も社会労働の構成要素の一つであり、家庭内で行なう副業および托児施設の設置などの福祉的活動も、当然社会労働の構成要素の一つである[6]、という考え方である。

以上のように家事労働に社会的に重要な意義づけがなされてきたとはいえ、けっしてその本質に高い評価が与えられてきたわけではなかった。家事労働の本質論にふれる時はいつでも、レーニンの言葉を引用し、「家事はわずらわしく、人を愚かにするものである」との見方が堅持されていた。そして、家事労働は、「社会主義の大経済のなかへ吸収されなければならない」、つまり、家事労働を社会的なサービス事業化（「家事の社会化」）しなくてはならないもの、と考えられていた。しかしながら、「わが国の現在の条件のもとでは、家事の社会化を急激に求めることはできない」のであり、社会主義経済建設が進むにつれ生産力の増大がおこることから、それにみあった家事の社会化が実現することになる[7]、という長期的展望に立つ楽観論が強くうち出されていた。家事を「男女平等の原則」にもとづいて分担すべきであることも提唱された。しかしそれは後の時代にみるような運動としては行なわれ

なかった。家事の社会化の長期的見通しは、理論と現実との間に大きなギャップのあることを認めていることであると言えよう。理論とは矛盾するような家事労働への過大評価が行なわれなければならなかった理由もそこにあった、とみることもできるのではないだろうか。そして現実には、女性の就業は、「個人の選択の問題」としてとらえられていた傾向が強いように思われるのである。つまり、女性が直接的に社会活動に従事すべきか、或いは家庭のなかで家事・育児にたずさわり、余裕のある場合に社会的活動に参加すべきかの選択をする際には、なによりもまず本人の家庭環境、そして身体的条件などといった個人的な諸条件によって決定されることがのぞましい形である[8]、と。このように、五八年春までは家事労働について現状を急変させるような政策は出されなかったのである。いわば現状肯定において、家事労働をうまく管理することを重点とした模範的女性を称える「五好運動[9]」が盛んに行なわれていたのである。

家事労働の評価と対処方法が一変するのは人民公社化運動の時点である。これはすでにみたように農村の社会機構全体の変革をめざすことでもあった。そこで、人民公社は、政治、経済、軍事、文教、衛生などの公的機能を果すばかりでなく、衣、食、住などの私的な機能を果す、いわば人間のトータルな生活を管理する機構として位置づけられた。そして、この人民公社こそ、「まさに共産主義の萌芽である」として大きな期待が寄せられた。したがって、従来の社会および生産の基層単位であった「小規模な家庭」は消滅されるべきであり、人々は人民公社という「大規模な家庭」で生活を営むことが求められた[10]。そこで家事労働の社会化が、新中国成立以来最大限に重視されたのである。家事労働に対する評価は、共産主義の理論にもとづいて必然的に低められた。この時期には「わずらわしい家事に反対する全面的な闘争の行なわれる所だけ、もっと正確に言えば、わずらわしい家事を社会主義の大経済のなかに普遍的に改造し始める所だけが始めて真の女性解放、真の共産主義を得ることができるのである」

というレーニンの見解が強くうち出された。[11]

したがって、女性が直接的に社会的な活動に従事することが「是」とされ、「彼女らを社会の生産活動に参加せしめよ、決して『家事の捕虜』にするな、決して自己を飯づくりと子育てのわくのなかにとじこめてはならない」ことが高く提唱されたのである。[12] そこで家事労働は経済的価値を包含するといった考え方はまったく引っ込み、女性が社会的労働によって所得を得ることこそが、女性の真の経済的独立と平等を得ることである、との主張が前面に出てくるのである。そして、「家事の社会化は時の中国の生産発展の水準のもとでは物質的および精神的な基盤をもたない、これを急速に全国的に普及させることは早すぎる」という議論に対しては、「右翼日和見主義者の観点である」として非難、排斥されたのであった。[13]

人民公社運動が後退を余儀なくさせられ、経済の調整政策が登場した時には、再び家事労働の社会的な重要性を力説するということは少なくとも公式には行なわれなかったことと思われる。そして家事の社会化が相変らず主張されているのである。[14] しかしながら家庭副業・手工業が再び重視されることになり、しかも全面的な経済活動の縮小化が行なわれた時代的背景にあって、現実には従来の一戸一戸単位の家庭観、および女性就業の消極論が再浮上したことが十分に考えられるのである。

(1) 章蘊「勤倹建国勤倹持家为建設社会主義而奋斗」『中国婦女』一九五七年、一〇月、一四頁。
(2) 安子文「应該正確認識妇女干部的退职問題」『中国婦女』一九五八年、二号、三頁。
(3) 『人民日報』でも大きくとりあげられた。例えば、五八年一月二二日の第一面には「工作和家务無法兼顧怎么办」とか、読者の投書として二月九日には「該不該退职回家從事家务劳动」などがある。
(4) 「家庭婦女应当如何更好地为社会主義建設服务」『中国婦女』一九五五年、十号、一八―一九頁、
(5) 本節(2)に同じ。

(6) 安子文前掲書、二頁。
(7) 蔡暢「列寧論社会主義建設与婦女解放」『中国婦女』一九五五年、四月号、六頁。
(8) 章蘊「談談対婦女参加社会劳动和家务劳动的看法問題」『中国婦女』一九五七年、五月号、二頁。
(9) 都市の家庭女性の間で次の五つの生活目標を設定して、その達成を競う運動である。①家計をうまくきりもりする ②夫や子供にとって楽しい家庭にする ③学習をよくする ④子供をよく教育する ⑤近隣と仲良く助けあう。『現代中国用語辞典』霞山会一九七三年、四二頁。
(10) 鄭竹園前掲書、六二―六三頁。
(11) 蔡暢「循着列宁所指的引婦女徹底解放的道路前進」『中国婦女』一九六〇年、九号、二頁。
(12) 本節(11)に同じ。
(13) 「論集体生活副利事业的大发展」『中国婦女』一九五九年、一八号、二頁。
この主張は五七年六月から行なわれた「反右派闘争」のキャンペーンに用いられたものでもあり、その後も頻繁に使われた。しかしそれはこのキャンペーンと関連性が強いこともあり、調整政策が進むにつれ、次第に下火になったと思われる。
(14) 本節(11)に同じ。王炤「人民公社的道路是婦女彻底解放的道路」『中国婦女』一九六〇年七号二一頁など。

## 四 結 語

前節の二、三で述べてきたことを結論的に要約すれば、次のように言えよう。

まず、共産党の統治する新中国の女性就業政策は、出発点において女性就業人口がきわめて少ないことにより、就業人口の増大率を男性のそれよりはるかに高い比率とし、しかもそれをかなり長期にわたって持続しなければならない、という要請をもつものであった。しかしながら、それは必らずしも遵守されず紆余曲折の経過をたどってきた。すなわち、時の経済路線とそれにもとづく就業政策の必要度に応じて女性就業政策の内容が形づくられたのである。復興期には女性就業人口を飛躍的に増大させる条件が比較的多いという状況にあって、それを実現させる政策がとられた。第一次五カ年計画および農業の集団化が行なわれた時期は、復興期と同様な速度で女性就業の増大を達成することはできなかった。この時期においては、都市で就業人口規制方針が出現する時には、女性就業者

の規制に比重がおかれ、農村では家庭副業に女性が従事することが奨励された。そして、家事労働が最大限の評価を受けたのもこの時期であった。ところが、大躍進・人民公社運動の時点では、あらゆる労働力の発掘が要請され、女性就業政策も新中国成立以来最大の積極策が展開された。家事労働も急速な社会化がはかられた。この間の政策的変化は、数ヵ月、ないしは一年足らずのうちに行なわれたのである。さらに、次の政策的大転換は前の政策決定からわずか二年後に行なわれたのである。調整政策のもとでは、都市の就業人口抑制策において女性の規制に比重がおかれたのであり、農村では女性が家庭副業へ従事する勧めが行なわれるといった女性就業抑制策が再登場するのである。このような女性就業政策の推移は、まさに、この政策が中国の社会主義経済建設の諸政策のなかで常に優先的な政策の一つとして位置づけられてはこなかったことを明白に証明していると言えよう。この意味において、女性就業政策は、従属的な、または第二義的な位置づけをされてきたとみることは客観的な評価であると思われる。本小論では女性の就業の質およびそれを向上させる教育・技術訓練の点までは言及できなかったが、一九六〇年の概況は次のようである。国営企業の三〇％は近代的設備をもたない手工業方式であり、その他の中・小企業の七〇％は手工業方式の部門であり、これら両者の部門の労働者の大半は女性で占められている[1]のである。このことは、女性の職業・技術訓練もきわめておくれていることを示している。その原因については深く検討を要するが、少なくとも、女性の就業を重視する政策的志向が欠落していた結果であることを示している点は指摘できるであろう。

一九七九年から始まった現在の「調整政策」は、再び家庭副業の奨励策をとり、それへの女性の積極的参加を要請している。経済規模の全般的縮小化によって、労働の需給関係は逼迫しており、失業者は増大のすう勢にある。失業問題を論じた論文のなかには、失業の原因の一つに女性就業そのものがあることを指摘したり、女性の長期的

な育児休暇の提言もある。[2] 時おり「女性は家庭に戻れ」の声が再び一般市民ばかりでなく、知識人の間からも聞かれることも伝えられている。このような状況は、女性就業の消極策の再登場として六一年当時の調整政策を思いおこさせるものである。冒頭で述べた前提――建国十年以後の政策路線はそれ以前の政策路線を基調としている――にもとづけば、女性の就業政策もその当時の位置づけと基本的には変らないものであると考えられよう。本小論の考察時期以降の女性就業政策の変遷も、二節で試みたように、社会主義経済建設および就業政策のなかで位置づける必要があると思われる。このような考察を積み重ねることによって、中国における「女性解放」のより客観的な理解および評価を得ることができることと思われるのである。

(1) 蔡暢「高挙毛沢東思想的旗帜、进一步发动妇女、为实現一九六〇年、継続跃进而奋斗」『新華半月刊』一九六〇年、五号、三三頁。

(2) 阮正福「談談劳动就业問題」『江西社会科学』一九八一年、二期、四〇頁。項晖雯「适当鼓励从事家务劳动」『新観察』一九八一年、一〇期、一三頁。